

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路一・三・〇〇一号福山尾道三原線及び三・六・四二五号正徳福地線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路一・三・〇〇一号福山尾道三原線

三・六・四二五号正徳福地線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市福地町、正徳町、三原市木原五丁目、六丁目、木原町、奥野山町、鉢ヶ峰町、糸崎町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、尾道市都市部まちづくり推進課、三原市都市部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十五年六月二十日から平成二十五年七月四日まで